

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市長 梶本 頼兼

京都市告示第 171 号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表 B 階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表 C 階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考 1 中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考 2 中「第 9 2 条」を「第 9 2 条第 1 項」に、「第 9 5 条」を「第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで」に、「第 4 1 条」を「第 4 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 1 条の 2」に改め、同備考 3 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同備考 4 中「第 3 2 3 条に規定する市民税」を「第 3 2 3 条本文の規定により市町村民税」に改め、同備考 5 を同備考 6 とし、同備考 4 の次に次のように加える。

- 5 知的障害者居宅介護のうち所要時間が 4 時間 3 0 分以上である行動援護（知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。）に係る徴収額は、この表にかかわらず、この表に掲げる額に 1 0 を乗じて得た額とする。

別表第 3 階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表 B 階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表 C 階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考 1 中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考 2 中「第 9 2 条」を「第 9 2 条第 1 項」に、「第 9 5 条」を「第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで」に、「第 4 1 条」を「第 4 1 条第 1 項及び第 2

項並びに第41条の2」に改め、同備考3中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同備考4中「第323条に規定する市民税」を「第323条本文の規定により市町村民税」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)